

## 特定化学物質作業主任者の職務が法令改正で変更されます

拝啓

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年8月25日に労働安全衛生規則等を改正する省令が公布され、特定化学物質作業主任者の職務内容が変更されます。(平成26年11月1日施行)  
それに伴い、下記2商品の内容を変更させていただきます。

なお、商品番号も**356-17A→356-17B**、**808-13B→808-13C**へと変更になるため、  
今後はそれぞれ新品番にて出荷させていただきます。

何卒ご了承下さいます様お願い申し上げます。

敬具

改正前	改正後
<p><b>特定化学物質 作業主任者の職務</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>作業に従事する労働者が特定化学物質により汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指導すること。</li><li>局所排気装置、フッシュブル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康障害を受けを予防するための装置を1月をこえない期間ごとに点検すること。</li><li>保護具の使用状況を監視すること。</li></ol> <p>作業主任者 氏名</p> <p><b>356-17A</b></p>	<p><b>特定化学物質 作業主任者の職務</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>作業に従事する労働者が特定化学物質により汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指導すること。</li><li>局所排気装置、フッシュブル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康障害を受けを予防するための装置を1月をこえない期間ごとに点検すること。</li><li>保護具の使用状況を監視すること。</li><li>タンクの内部において特別有機溶剤業務に労働者が従事するときは、第三十八条の八において準用する有機則第二十六条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。</li></ol> <p>作業主任者 氏名</p> <p><b>356-17B</b></p>
<p><b>特定化学物質 作業主任者の職務</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>作業に従事する労働者が特定化学物質により汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指導すること。</li><li>局所排気装置、フッシュブル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康障害を受けを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。</li><li>保護具の使用状況を監視すること。</li><li>タンクの内部においてエチルベンゼン塗装業務に労働者が従事するときは、第三十八条の八において準用する有機則第二十六条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。</li></ol> <p>作業主任者 氏名</p> <p><b>808-13B</b></p>	<p><b>特定化学物質 作業主任者の職務</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>作業に従事する労働者が特定化学物質により汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指導すること。</li><li>局所排気装置、フッシュブル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康障害を受けを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。</li><li>保護具の使用状況を監視すること。</li><li>タンクの内部において特別有機溶剤業務に労働者が従事するときは、第三十八条の八において準用する有機則第二十六条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。</li></ol> <p>作業主任者 氏名</p> <p><b>808-13C</b></p>